

議員提出第九号議案

海洋ごみの処理推進を求める意見書

昨年、全国各地を襲った台風と台風崩れの温帯低気圧は、甚大な被害をもたらし、中でも氾濫した河川から流れ出た流木は、漁業被害をもたらし、海岸に漂着した大量の流木の処理に長期間を要する事態が発生した。

以前は海岸保全区域外での漂着物対策に「地域グリーンニューデール基金」を利用できたが、現在は「海岸漂着物等地域対策推進事業」だけで、しかもこの事業は災害対応を想定したものはなっていない。

さらに、この海洋ごみ問題は災害関連にとどまらず、二〇一五年のG七エルマウ・サミットにおいて、プラスチックごみによる海洋汚染が取り上げられ、海洋ごみ対策は世界的課題として初めて認識された。また、二〇一六年のG七伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認されている。

この海洋ごみは、国内外を問わず多様な地域由来のものが混在しており、市町村にとっては自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況であり、特に、海洋ごみの約七割は河川由来との指摘があり、河川管理者に任せられているごみ処理に加え、これらに対する発生源対策は重要課題である。

よって、政府におかれては、海洋ごみの処理の推進並びに発生抑制及び削減に向けて次の事項に迅速に取り組むよう強く求める。

- 一 海洋ごみの主要な発生源となっている河川については、国管理河川以外の河川の管理者の厳しい財政状況を考慮して国による新たな発生源対策を進めること。
 - 二 地域グリーンニューデール基金のような市町村が機動的に活用できる海洋ごみ対策を進めること。
 - 三 海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携してその発生抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するための調査をさらに推進し、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年三月二十九日

大分県議会議長 井 上 伸 史

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
環境大臣 山本公一 殿